

平成 28 年度から軽自動車税の税率が変わります

区分			改正前	改正後							
				軽減 ^{※1}			重課 ^{※2}				
				75%軽減	50%軽減	25%軽減					
原動機付自転車	50cc 以下		1,000 円	→	2,000 円	—	—	—	—		
	2 輪	50cc 超～90cc 以下	1,200 円	→	2,000 円	—	—	—	—		
		90cc 超～125cc 以下	1,600 円	→	2,400 円	—	—	—	—		
	3 輪以上	20cc 超～50cc 以下(ミニカー)		2,500 円	→	3,700 円	—	—	—		
軽自動車	2 輪(250cc 以下。側車付のものを含む。)		2,400 円	→	3,600 円	—	—	—	—		
	3 輪	平成 27 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けたもの		3,100 円	→	同左	—	—	—	4,600 円	
		平成 27 年 4 月 1 日以降に初めて車両番号の指定を受けたもの		3,900 円	→	同左	1,000 円	2,000 円	3,000 円		
	4 輪以上	乗用	営業用	平成 27 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けたもの	5,500 円	→	同左	—	—	8,200 円	
			平成 27 年 4 月 1 日以降に初めて車両番号の指定を受けたもの	6,900 円	→	同左	1,800 円	3,500 円	5,200 円		
		自家用	平成 27 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けたもの	7,200 円	→	同左	—	—	—	12,900 円	
			平成 27 年 4 月 1 日以降に初めて車両番号の指定を受けたもの	10,800 円	→	同左	2,700 円	5,400 円	8,100 円		
		貨物用	営業用	平成 27 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けたもの	3,000 円	→	同左	—	—	—	4,500 円
			平成 27 年 4 月 1 日以降に初めて車両番号の指定を受けたもの	3,800 円	→	同左	1,000 円	1,900 円	2,900 円		
	自家用	平成 27 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けたもの	4,000 円	→	同左	—	—	—	6,000 円		
	平成 27 年 4 月 1 日以降に初めて車両番号の指定を受けたもの	5,000 円	→	同左	1,300 円	2,500 円	3,800 円				
	小型特殊自動車		農耕作業用	1,600 円	→	2,400 円	—	—	—	—	
その他			4,700 円	→	5,900 円	—	—	—	—		
2 輪の小型自動車(250cc 超)			4,000 円	→	6,000 円	—	—	—	—		

※1 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、平成28年度分に限り軽課に記載された税率が適用されます。該当する車両は、乗用や貨物用等で基準が異なりますので、詳しくは税務課に問い合わせください。

※2 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した3輪以上の軽自動車については、重課に記載された税率が適用されます。平成28年度に重課に記載された税率が適用される軽自動車は、平成14年12月以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車です。初めて車両番号の指定を受けた年月については、自動車検査証(いわゆる「車検証」)の初度検査年月または初度登録年月をご確認ください。

■問 税務課住民税班 内線1138・1139・1147